

大津市建築基準条例

第2条(がけに近接する建築物)

高低差が2mを超えかつ角度が30度を超える斜面状の部分をがけと定義。
原則、居室を有する建築物とがけの距離をその高低差の2倍以上保つことを規定したもの。

ただし下記の内容で安全性が確保できればこの限りではありません。

第1項(1) がけの形状又は土質により当該建築物の安全上支障がないと認められる場合
→滋賀県内建築基準法取扱基準4-3-07 I

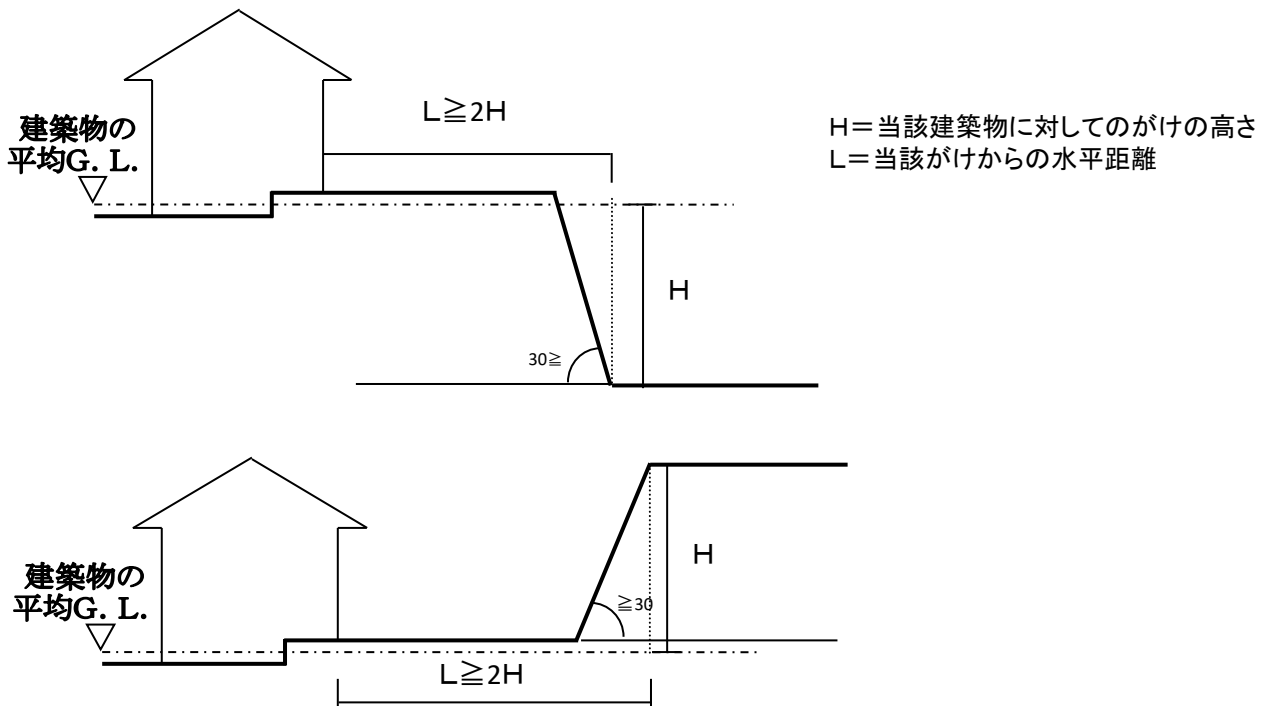
第1項(2) がけに擁壁の設置その他の当該建築物の安全上必要な措置が講ぜられていると認められる場合
→擁壁の安全性の確認を行う※ 又は 滋賀県内建築基準法取扱基準4-3-07 II

※(参考) 宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル(国土交通省) II編 宅地擁壁の健全度判定
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000069.html



第2項(1) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分の構造が、がけの崩壊により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法であると認められるとき。
→滋賀県内建築基準法取扱基準4-3-07 III

第2項(2)~(4) 条文を参照



他法令

関係法令等	内容等(参考)	部局		担当課	場所	電話番号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)	急傾斜地崩壊危険区域内行為の申請・届出	県	大津土木事務所	管理調整課	大津合同庁舎	077-524-2813
砂防法	砂防指定地内行為の届出等	県	大津土木事務所	管理調整課	大津合同庁舎	077-524-2813
宅地造成等規制法	宅地造成に関する工事の許可 造成宅地防災区域制度(大津市の指定はなし)	市	都市計画部	開発調整課	市役所本館3F	077-528-2773
地すべり等防止法	地すべり防止区域	市 県	産業観光部 農政水産部 土木交通部	田園づくり振興課 農村振興課 砂防課	市役所別館3F 県庁本館4F 県庁新館4F	077-528-2758 077-528-3961 077-528-4191
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止対策推進法)	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	県	大津土木事務所	管理調整課	大津合同庁舎	077-524-2813